住所　埼玉県志木市柏町１丁目９番77―303号
尹漢聖　昭和42年10月24日生
住所　大阪市平野区平野西１丁目６番30号
申裕美子　昭和61年11月29日生
住所　福岡市南区清水２丁目21番20―303号
斉珂　昭和56年５月25日生
住所　名古屋市中川区戸田明正３丁目201番地
滕清鵬　昭和55年２月29日生
滕昊博　平成22年１月８日生
住所　東京都八王子市北野町533番地２
ソニア・サキハラ・テンガン　昭和50年12月31日生
住所　岐阜県関市千疋北２丁目５番８号
マモル・ヤマカワ　昭和50年３月３日生
住所　大阪府東大阪市足代２丁目３番21―1205号
李桂蘭　昭和38年７月16日生
住所　大阪市中央区島之内２丁目10番22―313号
李珉姫　昭和42年４月17日生
住所　大阪府東大阪市森河内西１丁目24番４号
高京渙　昭和50年10月15日生
住所　川崎市川崎区渡田新町２丁目２番20―415号
李善子　昭和44年５月29日生
住所　福岡市早良区室見３丁目９番４号
朴慧　昭和59年４月14日生
住所　東京都新宿区新宿５丁目12番10―707号
侯斌　昭和52年４月11日生
住所　東京都国分寺市富士本２丁目23番地12
秦樂哲　昭和50年３月８日生
住所　島根県益田市西平原町612番地10
アンドリュー・スギオカ　昭和39年２月14日生
住所　埼玉県川口市栄町３丁目12番11―1105号
張佳妍　昭和59年11月５日生
住所　東京都練馬区田柄４丁目43番10号
許正道　昭和44年９月26日生
住所　東京都世田谷区深沢４丁目５番９号
曹建楠　昭和60年６月18日生
住所　福井市照手４丁目14番13号
朴愛紀　昭和52年５月11日生
住所　東京都千代田区岩本町２丁目12番６―1004号
キミト・モリヤマ　昭和52年10月14日生
住所　山口県宇部市大字妻崎開作184番地10
梁春福　昭和27年12月２日生
沈夏子　昭和27年10月７日生
住所　山口県宇部市大字妻崎開作970番地５
梁勝得　昭和48年１月15日生
住所　広島市中区八丁堀２番９―503号
梁忍　昭和49年３月26日生
住所　横浜市保土ケ谷区岡沢町22番地16
張泓　昭和39年２月５日生
住所　横浜市中区山下町216番地５
甘国華　昭和21年12月20日生
甘健星　昭和62年７月９日生
甘健文　平成元年６月１日生
住所　横浜市磯子区杉田４丁目４番28号
林貽釗　昭和55年10月15日生
住所　川崎市多摩区宿河原６丁目48番１号
袁傑　昭和44年４月16日生
劉慶鵬　平成２年８月17日生
住所　神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目65番地108
アイカ・ピチャイ・マカシバン　平成12年９月28日生

○外務省告示第十九号

平成二十三年十二月二十八日に東京で、平成二十一年六月二十三日付けの日本国政府の口上書に従って実施されることになったルーマニア国民に対する期間限定査証免除措置が平成二十四年十二月三十一日まで（同日を含む。）延長される旨の口上書が、ルーマニア政府に対し発出された。

平成二十四年十二月三日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本国外務省から在本邦ルーマニア大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.4891／C―F

口上書

日本国外務省は、在本邦ルーマニア大使館に敬意を表するとともに、二千九年六月二十三日付けの在ルーマニア日本国大使館口上書第39／2009号及び二千十年十二月二十二日付けの日本国外務省口上書第5025／C―F号に関し、日本国政府が、日本国とルーマニアとの間の旅行並びに文化及び通商に関する関係を促進するため、日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民に対する査証の免除について、二千十一年十二月十一日付けのルーマニア外務省口上書第G５―１／22709号及び二千十一年十二月二十日付けの在本邦ルーマニア大使館口上書第4005号に従い、ルーマニア政府によって二千十二年一月一日から追加的な措置がとられることを条件に、二千九年九月一日から二千十一年十二月三十一日までの間実施している次の措置を、二千十二年十二月三十一日まで（同日を含む。）延長することを在本邦ルーマニア大使館に通報する光栄を有する。

1　有効なルーマニア旅券を所持するルーマニア国民であって、継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものは、査証を取得することなく、日本国に入国することができる。

2　1に基づく査証の要件の免除は、ルーマニア国民であって、就職し又は自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国の領域に入国することを希望するものには、適用しない。

3　日本国の領域に入国することを希望するルーマニア国民は、日本国の法令に服さなければならない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止については、直ちにルーマニア政府に通告する。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるルーマニア国民に対し、日本国の領域に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　前記の諸措置は、内務・行政省のアタッシェが在本邦ルーマニア大使館に在任すること、及びルーマニア政府が外国における不法な滞在及び人身取引の被害者になることの防止に関するルーマニア国民の意識を向上させるためのマスメディアを通じた活動を行うことを条件として、とられる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在本邦ルーマニア大使館に向かって敬意を表する。

二千十一年十二月二十八日に東京で

○外務省告示第二十号

平成二十四年一月十九日にブライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボヴェルデ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　深田博史在カーボヴェルデ大使

カーボヴェルデ側　ジョルジュ・アルベルト・ダ・シルヴァ・ボルジェス外務大臣

平成二十四年二月三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十一号

平成二十四年一月二十四日に東京で、食糧備蓄能力強化計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧備蓄能力強化計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年四月三十日まで

4　署名者

日　本　側　中野譲外務大臣政務官

バングラデシュ側　ジボン・ロンジョン・モジュムデル駐日バングラデシュ臨時代理大使

平成二十四年二月三日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二十二号

平成二十四年一月二十四日に東京で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十四年二月三日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に言及する光栄を有します。